

船橋市電子調達システム運用基準（物品調達等）

1. 総則

1-1 趣旨

この運用基準は、船橋市電子調達システム（物品調達等）の適切かつ円滑な運用を図るため、関係法令又は千葉県電子自治体共同運営協議会が定める規定並びに船橋市契約規則（平成26年船橋市規則第60号）及び電子入札約款（平成23年4月1日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

1-2 用語の意義

(1) 船橋市電子調達システム（物品調達等）

船橋市（医療センターを除く。）の発注する物品調達・物品の賃貸借及び業務委託（測量等コンサルタントを除く。）に係る入札を処理するシステムで、電子入札システム、入札情報サービス及び資格申請システムをもって構成する。

なお、船橋市電子調達システム（物品調達等）は、「ちば電子調達システム」を利用するものとする。

(2) 電子入札システム

入札案件の登録から競争入札参加資格確認申請書・入札書の提出や受理並びに落札者決定までの事務等（以下「入開札事務」という。）を電子計算機及び電気通信回線等、電子的方式（コンピュータとネットワーク（インターネット等））を利用して処理するシステムをいう。

(3) 入札情報サービス（PPI）

発注見通し、入札公告及び入札結果等に関する情報をインターネット上に公表するシステムをいう。

(4) 資格申請システム

入札参加希望業者が入札に参加するため、入札参加資格者名簿へコンピュータとネットワーク（インターネット等）を利用して登録申請を行うシステムをいう。

(5) 入札参加資格者名簿

物品調達等競争入札有参加資格者名簿をいう。

(6) 電子入札

この運用基準において、電子入札システムにより処理する入開札事務をいう。

(7) 紙入札

紙に記載した紙入札方式参加届出書、入札書等を使用して行う入開札事務をいう。

(8) 電子入札業者

この運用基準において、電子入札システムに参加する入札参加者をいう。

(9) 紙入札業者

紙に記載した紙入札方式参加届出書、入札書等を使用して行う入札参加者をいう。

(10) ICカード

ちば電子調達システムを利用できる認証局が発行した電子的な証明書を格納しているカードをいい、電子入札業者と船橋市の双方でICカードを使用し情報のやり取りを行う。インターネットなどを利用した電子文書のやり取りで、なりすましや改ざんを防止するために利用する。

(11) 電子くじ

電子入札システムにおいて、くじの公平性を保つため、電子入札業者等のくじ番号と処理時刻を用いた演算式により、コンピュータで落札者を決定する機能をいう。

2. 共通事項

2-1 船橋市電子調達システムについて

船橋市電子調達システムとは、入札手続き及びこれに関連する情報公表等をインターネット技術を利用して行うことにより、入札過程におけるコスト縮減を図るとともに、入札・契約事務のより一層の透明性を図るものとする。

また、このシステムは、従来紙により行われてきた各業務を電子化することにより、入札・契約事務の簡素化・合理化を図るものとする。

システムは、船橋市で案件登録、入札参加資格、入札書等の受付確認及び通知、開札執行及び開札結果の通知等を行う「発注者機能」、電子入札業者が入札書提出等を行う「受注者機能」、電子データの授受、非改ざん等を保証する「電子認証機能」等から構成される。

2-2 電子入札システムについて

2-2-1 電子入札システムの利用者について

電子入札システムを利用する者は、ちば電子調達システムを利用できる認証局（以下「コアシステム対応認証局」という。）が発行した電子証明書（情報の発信者が本当に本人であることを受信者に証明する電子的な証明書で、インターネット上の身分証明書として利用するもの）を格納したICカード（以下「ICカード」という。）を取得し、入札参加資格者名簿に登録された者とする。

2-2-2 対象入札方式

電子入札システムの対象入札方式は、次の入札方式とする。

- ①一般競争入札方式
- ②指名競争入札方式
- ③随意契約

2-2-3 対象入札案件

この基準は、電子入札で行うものとして、あらかじめ船橋市（医療センターを除く。）が指定及び公表する、物品調達・物品の賃貸借及び業務委託（測量等コンサルタントを

除く。)に係る調達案件に適用する。

この基準を適用する入札にあっては、原則として全ての入札参加者が電子入札システムにより電子入札を行うものとする。

2-3 入札情報サービス（PPI）について

入札情報サービスとは、調達案件や入札結果等の入札に関する情報をインターネット上に公表するサービスであり、案件閲覧に伴う物理的・時間的制約等の軽減による入札参加業者における入札機会享受の平準化と、情報を市民に広く公表することで、電子入札の透明性の向上を図るものとする。

2-4 資格申請システムについて

資格申請システムとは、インターネット上で入札参加資格登録を行うシステムであり、書類作成及び市役所来庁負担軽減等を図るものとする。

2-5 システムに関する問い合わせについて

電子調達システムの利用者は、円滑にシステムを運用するため、ちば電子調達システムサポートデスクを利用できるものとする。

電子調達システムサポートデスクの受付時間は、県の休日（千葉県の休日に関する条例を参照）を除く平日9：00から17：00とする。

2-6 システムの運用時間

電子入札システム、入札情報サービス、及び資格申請システムの運用日は、原則として無休とし、運用時間は、次のとおりとする。

対象者	電子入札システム	入札情報サービス	資格申請システム
受注者	8：00～24：00	0：00～24：00	8：00～24：00

ただし、システムメンテナンス等によりシステムを停止できるものとする。

その場合、ちば電子調達システム受注者ポータルサイトにおいて当該情報を公表するため、利用者は最新の情報に留意するものとする。

3. 電子入札システム

3-1 ICカードの取扱いについて

3-1-1 利用者登録について

電子入札システムの利用者登録は、初めて電子入札システムを利用する場合及び新しくICカードを取得した場合に行うものとする。

利用者登録は、入札参加資格者名簿とICカードの情報が一致していなければならない。

3-1-2 利用者登録内容の変更について

電子入札システムの利用者登録事項に変更が生じた場合、速やかに登録内容の変更を行うものとする。

変更内容は以下のものとする。

【企業情報】

- ① 電話番号
- ② F A X 番号
- ③ 部署名

【代表窓口情報、 I Cカード利用部署情報】

- ① 連絡先名称（部署名等）
- ② 連絡先郵便番号
- ③ 連絡先住所
- ④ 連絡先氏名
- ⑤ 連絡先電話番号
- ⑥ 連絡先 F A X 番号
- ⑦ 連絡先メールアドレス

3-1-3 I Cカードの名義人について

I Cカードの名義人（商号又は名称、住所を含む。以下同じ。）は、船橋市入札参加資格審査を申請した代表者又は代理人（年間委任状にある受任者とする。以下同じ。）とする。ただし、代理人は代表者の I Cカードを利用できるものとする。

なお、名義人の変更等の事由が発生した場合、必要に応じて再取得の手続きを行うものとする。

3-1-4 I Cカードの複数枚の登録について

電子入札業者は、I Cカードの喪失又は破損等に備えて、予備の I Cカードを購入しあらかじめ利用者登録を行うことを推奨する。

3-1-5 I Cカードの更新について

電子入札業者は、I Cカードの有効期限切れが間近の場合、I Cカードの更新を行うものとする。

また、I Cカードの更新は、旧 I Cカードの有効期限内に限り実施可能なものとする。

ただし、更新のための新規 I Cカードは、「I Cカード企業名称」「I Cカード取得者氏名」「I Cカード取得者住所（ローマ字表記）」「所属組織の本店所在地」のカード登録内容のすべてが旧 I Cカードと一致するものとする。

I Cカードの更新後、旧 I Cカードは有効期限内であっても利用不可能となるため注意するものとする。

3-1-6 I Cカードの失効について

以下に示す事象が発生した場合、I Cカードが失効となるため、速やかに認証局へ I Cカードの失効申請を行うものとし、必要に応じて再取得の手続きをとるものとする。

- ① 紛失・盗難
- ② 破損
- ③ 利用中止
- ④ ICカードがロックした時（ICカード用PINの誤入力）
- ⑤ 名義人となっている代表者を変更した時
- ⑥ 以下に示す、電子証明書情報を変更した時
 - ・ ICカード企業名称
 - ・ ICカード取得者氏名
 - ・ ICカード取得者住所
 - ・ 所属組織の本店所在地
(登記事項証明書記載の本店住所が変更となった場合のみ)
- ⑦ 利用者が退職した時

3-1-7 入札参加中のICカードの取扱い

電子入札業者は、入札書の提出から開札手続きが終了するまで同一のICカードを使用し、開札日前にICカードの有効期限が切れることがないように注意するものとする。

3-2 対象入札案件の取扱いについて

3-2-1 競争入札参加資格確認申請書等の提出について

入札参加希望者は、一般競争入札の電子入札案件について、競争入札参加資格確認申請書等の提出は、電子入札システムで行わなければならない。

ただし、紙入札業者として入札に参加する場合は、3-7の規定によるものとする。

3-2-2 競争入札参加資格確認通知書の受理後の辞退について

入札参加を認められた者（以下「入札参加者」という。）の都合により、競争入札参加資格確認通知書の受理後、入札書の提出前に辞退する場合は、入札書受付締切日時までに電子入札システムにより辞退の理由を明記した辞退届（システムから自動生成されるもの）を提出し、電話等で連絡するものとする。

3-2-3 案件が変更された場合について

都合により調達案件情報を修正した場合、入札参加申込みをした者に対し電話等により連絡する。

3-2-4 案件が取り消された場合について

都合により入札参加申込締切日時前、入札書受付締切時刻前及び開札前に調達案件を取り消した場合、既に提出済みの競争入札参加資格確認申請書、入札書等は無効とし、入札参加申込みをした者に対し電子入札システムにより中止通知書を発行する。

ただし、紙入札業者に対しては、FAX等で知らせるものとする。

3-3 競争入札参加資格確認申請書等の添付資料の取扱いについて

3-3-1 必要書類の添付について

競争入札参加資格確認申請書等の必要書類は、電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとし、ファイル容量は3MB以内とする。

添付するファイルの種類は、次のとおりとする。

No.	ファイルの種類	拡張子
1	Word ファイル	「doc」 「docx」
2	Excel ファイル	「xls」 「xlt」 「xlsx」 「xltx」 「xlsm」
3	PowerPoint ファイル	「ppt」 「pptx」
4	Adobe PDF ファイル	「pdf」
5	テキストファイル	「txt」 「csv」 「xml」
6	リッチテキストファイル	「rtf」
7	画像ファイル	「jpg」 「jpeg」 「gif」 「png」 「bmp」 「tif」
8	圧縮ファイル	「zip」 (ファイルの内容は1～7のファイルのみ)

注：ファイル名に半角の「&」「、」は利用不可。

3-3-2 ファイルの制限について

ファイルへのパスワードの添付や、ファイル内でのプログラム (Excel マクロ等) の使用はしないこと。

3-3-3 電子入札システムで添付できない必要書類の提出について

添付する書類のサイズが3MBを超える場合及び添付することが困難な書類にあつては、電子メール又はFAX等 (以下「電子メール等」という。) の手段により提出するものとする。

船橋市は、必要な関係書類をすべて受理した時点で、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書受付票を発行するものとする。

《添付することが困難な書類の例示》

- ① 提出資料に係る電子ファイルにウイルス感染があることが判明し、完全にウイルスを駆除することができないもの
- ② 図面を添付する必要がある調達案件において、当該図面サイズが大きく電子化することが困難なもの

3-3-4 必要書類の再提出について

競争入札参加資格確認申請書等に添付した書類に誤り等があり受付票を受理していない時は、参加申込締切日時までに電話で再提出の申し入れを行い、承認を得たもの限り必要書類の再提出ができるものとする。

3-3-5 ウイルス対策について

申請書類等を提出する際は、ウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用し、書類を作成、添付する際に、必ずウイルス感染のチェックを行うものとする。添付された書類にウイルス感染があった場合、船橋市は速やかに当該書類を添付した者に連絡し警告するとともに、対応（書類の提出方法等）について協議するものとする。

3-4 指名通知及び入札書の取扱いについて

3-4-1 指名通知について

指名競争入札に係る指名通知は、電子入札システムを利用して行うものとする。ただし、電子入札システムで受理できない入札参加者に対しては、紙入札と同一とする。

3-4-2 入札書の提出について

入札参加者は、電子入札案件について、入札書の提出は、電子入札システムで行わなければならない。ただし、紙入札業者として入札に参加する場合は、3-7の規定によるものとする。入札書の提出は、公告文に示す入札期間内とし、以降、いかなる場合においても入札書を受付けないものとする。

3-4-3 入札書受付締切日時を変更した場合について

都合により入札書受付締切日時を変更する場合、電子入札システムにより入札参加者に対し、日時変更通知書を発行する。ただし、紙入札業者に対しては、FAX等で知らせるものとする。

3-4-4 入札書提出後の辞退について

入札参加者の都合により、入札書の提出後に入札を辞退する場合、入札書受付締切日時まで、辞退の理由を明記した辞退届（一般競争入札実施要領で規定している書式）を入札執行課に持参により提出するものとする。

3-4-5 入札書未提出の取扱いについて

入札参加者が、入札書受付締切日時までに、入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合、「未入札」として取り扱うものとする。

3-5 入札金額内訳書の取扱いについて

3-5-1 入札金額内訳書の添付について

入札金額内訳書は、電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとし、ファイル容量は3MB以内とする。入札金額内訳書は、「案件名称」及び「商号又は名称」を記載したものを表紙とすることとする。添付する書類のファイルの種類は、次のとおりとする。

No.	ファイルの種類	拡張子
-----	---------	-----

1	Word ファイル	「doc」 「docx」
2	Excel ファイル	「xls」 「xlt」 「xlsx」 「xltx」 「xlsm」
3	PowerPoint ファイル	「ppt」 「pptx」
4	Adobe PDF ファイル	「pdf」
5	テキストファイル	「txt」 「csv」 「xml」
6	リッチテキストファイル	「rtf」
7	画像ファイル	「jpg」 「jpeg」 「gif」 「png」 「bmp」 「tif」
8	圧縮ファイル	「zip」 (ファイルの内容は1～7のファイルのみ)

注：ファイル名に半角の「&」「、」は利用不可。

3-5-2 ファイルの制限について

ファイルへのパスワードの添付や、ファイル内でのプログラム (Excel マクロ等) の使用はしないこと。

3-6 開札について

3-6-1 開札方法について

開札日時になった場合、速やかに開札を行うものとする。ただし、紙入札業者がいる場合は、入札執行職員が、入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録後、電子入札書を一括開封し開札を行うものとする。

3-6-2 開札時の立会いについて

入札書を提出した者は、開札に立ち会うことができる。ただし、公正な入札執行が阻害されるおそれのある場合においては、この限りでない。

3-6-3 落札者決定について

落札者が決定した場合、電子入札システムにより入札書を提出した者全員に落札者決定通知書を発行するものとする。ただし、紙入札業者にあつては、落札者でない限り、発行しないものとする。

3-6-4 くじになった場合の取扱い

落札となるべき同価格の者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合、直ちに電子入札システムにおいて電子くじを実施する。

紙入札業者については、入札書に記載したくじ番号を入札執行職員が入力するものとする。ただし、入札書にくじ番号の記載がない場合には、電子入札システムから機械的に付番される番号をくじ番号とする。

3-6-5 入札の保留について

入札を保留する場合、電子入札システムにより入札書を提出した者全員に保留通知書

を発行するものとする。ただし、紙入札業者に対しては、FAX等で知らせるものとする。

3-6-6 開札の延期について

開札を延期する場合、電子入札システムにより入札書を提出した者全員に日時変更通知書を発行するものとする。ただし、紙入札業者に対しては、FAX等で知らせるものとする。

3-6-7 入札の取止めについて

入札不調等により入札を取止めする場合、電子入札システムにより入札書を提出した者全員に取止め通知書を発行するものとする。ただし、紙入札業者に対しては、FAX等で知らせるものとする。

3-6-8 入札結果公表について

入札結果については、入札情報サービスにより公表するものとする。

3-7 電子入札案件に紙入札業者として参加する場合

3-7-1 紙入札業者として参加を認める場合の条件について

次の事由に該当する場合に限り、紙入札業者による入札参加を認めるものとする。

- ① 紙入札業者が、電子入札導入のためICカード発行の申請中の場合
- ② 電子入札業者が、ICカードの記載事項（名義人等）の変更により電子入札システムが利用できない場合
- ③ 電子入札業者が、ICカードの失効及び破損等でICカードが使用できなくなり、ICカード再発行の申請中の場合
- ④ 電子入札業者が、自然災害等によりパソコン、インターネット環境等のシステム障害及びやむを得ないと認められる事由により、入札締切日時までに入札書が提出できない場合
- ⑤ その他、契約を主管する課長がやむを得ないと認めた場合

3-7-2 紙入札業者として参加する場合の取扱いについて

入札参加を希望する者で、紙入札業者として入札参加を希望する場合、入札参加申込締切日時までに「紙入札方式参加届出書」に「一般競争入札資格要件確認申請書」及び公告文に定める必要書類を添えて提出するものとする。

また、電子入札業者として入札に参加したのち、前項②、③及び④の理由により、電子入札システムを利用できない場合、入札書受付締切日時までに「紙入札方式参加届出書」を事前に電話連絡のうえ、持参し提出するものとする。

ただし、紙入札業者として入札参加申込みした後の電子入札業者への変更は認めないものとする。

3-7-3 紙入札業者の競争入札参加資格申請書類の提出について

「紙入札方式参加届出書」等の提出は、持参又は郵送とし、郵送の場合には、下記項目を封筒に記載のうえ、書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法により期間内に到着するように提出するものとする。封筒の大きさは問わないが、必ず封かんすること。

【持参】 入札執行課

【郵便】 あて先 〒273-8799 船橋郵便局 留
船橋市役所 契約課 行

(表)

273-8799	船橋郵便局留 一般競争入札参加申請書 在中 船橋市役所 契約課 行
----------	---

(裏)

業務番号 (案件番号)	
業務名 (案件名)	
差出人 住所	
商号又は名称	

3-7-4 紙入札業者の入札書の提出について

紙入札業者の1回目の入札における入札書の提出は、郵送のみとする。

封筒には、下記項目を記載し、書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法により期間内に到着するように提出するものとする。封筒の大きさは問わないが、必ず封かんすること。

【郵便】 あて先 〒273-8799 船橋郵便局 留
船橋市役所 契約課 行

(表)

273-8799	船橋郵便局留 一般競争入札書 在中 船橋市役所 契約課 行
----------	-------------------------------------

(裏)

業務番号 (案件番号)	
業務名 (案件名)	
差出人 住所	
商号又は名称	

2回目の入札における入札書の提出は、入札公告に定める方法によるものとする。

4. 入札情報サービス (P P I)

4-1 案件公表の範囲

4-1-1 システムの利用者について

全ての市民は、入札情報サービスを利用できるものとする。

4-1-2 対象案件

入札情報サービスへの公表対象案件は、公表に関する事務取扱要領に基づき行う。

4-1-3 電子入札対象案件の明示

入札情報サービスで公表される電子入札案件は、市民及び入札希望者等が電子入札案件であることがわかるようにする。

4-1-4 入札情報サービスの提供情報について

入札情報サービスを使用して提供する情報については、ちば電子調達システムの受注者ポータルページで明示する。

5. 資格申請システム

5-1 申請IDとパスワードの付与

申請IDとパスワードの付与については、別に定めるものとする。

5-2 申請者の責任

5-2-1 申請IDとパスワードの管理

申請者は、資格申請システムの利用の際に申請ID及び本人が登録したパスワードについて自己の責任において厳重に管理し、パスワードについては定期的な変更により第三者への漏洩防止に努めることとする。

また、申請・届出等について、厳重に管理された申請ID及びパスワードを用いて、本人あるいは代理人により行われたものとして処理する。

5-2-2 申請ID及びパスワードの紛失、盗難及び不正使用等

申請者は、申請ID及びパスワードの紛失、盗難及び不正使用等が判明した場合は、速やかに通知する義務を負い、その指示に従うものとする。

5-2-3 障害等により利用できなくなった場合

申請者は、資格申請システムが障害等により利用できなくなった場合は、速やかに連絡する義務を負い、その指示に従うものとする。

5-2-4 住所等に変更があった場合

申請者は、住所又は所在地、氏名又は商号又は名称及びEメールアドレス等に変更があった場合は、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。

5-3 申請・届出等の委任

5-3-1 申請・届出等の第三者への委任

申請者が、申請・届出等を第三者に委任する場合、当該委任を受けて申請・届出等を行う者は当該手続きに関する全権を委任されたものとする。

5-3-2 申請・届出等の委任による損害

委任に係る申請者もしくは他の第三者が被った損害については、船橋市は一切の責任を負わないものとする。

5-4 個人情報の保護

申請者の個人情報については、個人情報保護関連法令等及び船橋市個人情報保護条例（平成17年船橋市条例第6号）等に基づいた取扱いを行い、個人情報の保護を行うこととする。

また、申請者は、資格申請システムにおいて他人のプライバシーの侵害をする行為をしてはならない。

6. システム障害等の取り扱いについて

6-1 発注機関のトラブル

電子入札システム用サーバー又はネットワークなどに障害が発生し、入札事務が処理できないことが判明した場合、その原因、復旧見込み等を調査検討し、入札事務の延期又は紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。

この場合、状況に応じて船橋市ホームページ、電子メール、電話又はFAX等の手段により入札参加者等に連絡・公表するため、入札参加者等は最新の情報に留意するものとする。

6-2 電子入札業者のトラブル

6-2-1 入札参加希望者がICカードを紛失又は破損した場合

入札参加希望者は、入札参加申請前にICカードを紛失又は破損した場合、速やかに認証局に電話連絡を行い、認証局の指示に従いICカードを無効にする申請及び再発行の手続きを行うものとし、ICカード再発行後、新たに利用者登録を行うものとする。

ICカードの再発行が間に合った場合又は予備のICカードが準備できている場合は、再発行後のICカード又は予備のICカードにより電子入札システムに参加するものとし、ICカードの再発行が間に合わなかった場合又は予備のICカードを準備できない時は、速やかに3-7の規定により紙入札業者として入札に参加する手続きを行うものとする。

6-2-2 入札参加業者がICカードを紛失又は破損した場合

入札参加者は、入札参加途中にICカードを紛失又は破損した場合、速やかに3-7の規定により紙入札業者として入札に参加する手続きを行うものとする。

また、入札参加者は、速やかに認証局に電話連絡を行い、認証局の指示に従いICカードを無効とする申請及び再発行の手続きを行うものとし、ICカード再発行後、新たに利用者登録を行うものとする。

6-2-3 プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合

入札参加希望者及び入札参加業者（以下「入札参加希望者等という。」）は、プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合、インターネット接続業者又は認証局等に電話

連絡を行い、障害の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたない時は、速やかに3-7の規定により電子入札業者から紙入札業者への移行手続きを行うものとする。

また、入札参加希望者等は、電子入札参加前にインターネット接続業者又は認証局等のホームページにアクセスし、サービスの運用状況等のチェックを行うものとする。

6-2-4 停電が起こった場合

入札参加希望者等は、天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電が発生した場合、テレビ・ラジオ等のメディア情報により、復旧の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたない時は、速やかに3-7の規定により電子入札業者から紙入札業者へ移行手続きを行うものとする。

6-2-5 機器類（パソコン等）に障害が起こった場合

入札参加希望者等は、機器類（パソコン等）に障害が起こった場合、購入した販売店又はメーカー等に電話等で連絡を行い、障害の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたない時、又は、代替機器を準備できない時は、速やかに3-7の規定により電子入札業者から紙入札業者へ移行手続きを行うものとする。

6-2-6 その他の場合

入札参加希望者等は、上記以外の事象により電子入札システムに参加できなくなった場合、又は、電子入札に関する質問がある場合、ちば電子調達システム受注者ポータルサイトに掲載してある、「よくある質問」を参照し、該当事例がある場合は、その対応方法に従い対応するものとする。

また、上記により対応できない場合は、船橋市（またはちば電子調達システムサポートデスク）に電話連絡を行い、その指示に従い対応するものとする。

7. 不正行為等の取り扱いについて

7-1 ICカードを不正使用等した場合の取扱いについて

入札参加希望者等が次に掲げる場合その他ICカードを不正に使用等した場合には、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めないことができるものとする。

落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができるものとする。

また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、事業の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

《不正に使用等した場合の例示》

①他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合

②代表者又は利用者に関する情報が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者

又は利用者のＩＣカードを使用して入札に参加した場合

- ③同一案件に対して、故意に複数のＩＣカードを使用して複数の参加申請書や入札書を提出して入札に参加した場合

7-2 添付された書類にウイルス感染があった場合

3-3-5の規定により、船橋市が警告したにも関わらず有効な処置を講じず、再度ウイルスに感染した書類を添付した者については、指名停止等の措置を行うことができるものとする。

8. 免責事項

8-1 船橋市電子調達システムの改修、運用の停止等

必要があると認めるときは、船橋市電子調達システムの改修、運用の停止、中止、中断を予告なく行うことができることとする。この場合において発生した利用者の損害について、船橋市は一切の責任を負わないものとする。

8-2 船橋市電子調達システム運用基準の変更

利用者への事前の通知を行うことなく船橋市電子調達システム運用基準（以下「運用基準」という。）を変更できるものとする。利用者は、利用の都度、運用基準を確認することとし、運用基準変更後に船橋市電子調達システムを利用した場合は、変更後の運用基準に同意したものとみなす。

<平成23年4月1日制定、令和3年4月1日最終更新>